

地方公務員健康状況等調査に関する Q&A (回答)

【目次】

1. 全ての調査において、職員数の基準日はいつになりますか。
2. 総職員数には再任用職員を含めますか。
3. 会計年度任用職員の取り扱いについて教えてください。
4. 総職員数には臨時的任用職員や特別職非常勤職員を含めますか。
5. 人間ドック受診者は健康診断受診者に含めますか。
6. 有所見の定義について教えてください。
7. 労働者災害補償保険法による二次健康診断と同様の二次健康診断実施状況について、地方公務員は同法の対象外のため実施していないため、対象者の有無も分かりません。
8. 長期病休者について 年度内に退職した場合は人数に含めますか。
9. 長期病休者について ひとりの職員が30日以上または1か月以上の休業を年度内に2回以上行った場合は、2人とすれば良いのでしょうか。
10. 長期病休者について 年度をまたいで30日以上病休を取っている者は対象に含めますか。
11. 長期病休者について ひとりの職員が20日間休業した後に復帰したが、その後また20日間の休業を取得した場合について教えてください。
12. 長期病休者について 時間休を日数に換算し休業日数に加算すると30日以上 of 病休となるが、時間休を含めるか。
13. 過去の調査を精査したところ誤りが見つかりました。修正申告は必要でしょうか。
14. WHO から 2022 年 1 月に国際疾病分類第 11 版(ICD 11)が発効されましたが、疾病分類表は変更しないのですか。

Q 1 . 全ての調査において、職員数の基準日はいつになりますか。

A 1 . 年度内であればいつでも構いません。団体内で基準にしている日があれば、それに従い記入してください。

Q 2 . 総職員数には再任用職員を含めますか。

A 2 . 含めてください。

Q 3 . 会計年度任用職員の取り扱いについて教えてください。

A 3 . 原則回答には含めないようお願いします。常勤職員と合算で集計している等区別することが困難な場合は含めても構いません。

Q 4 . 総職員数には臨時的任用職員や特別職非常勤職員を含めますか。

A 4 . 臨時的任用職員や特別職非常勤職員は含めないでください。区別することが困難な場合は含めても構いません。

Q 5 . 人間ドック受診者は健康診断受診者に含めますか。

A 5 . 人間ドック結果を健康診断受診者に振り替える対応を行っている場合は含めてください。

Q 6 . 有所見の定義について教えてください。

A 6 . 本調査においては「異常なし」「所見なし」以外のものは全て有所見に含めてください。

Q 7 . 労働者災害補償保険法による二次健康診断と同様の二次健康診断実施状況について、地方公務員は同法の対象外のため実施していないため、対象者の有無も分かりません。

A 7 . 「対象者なし」として回答をお願いします。同様の制度を各団体で制定・実施している場合は対象者数の回答をお願いします。

Q 8 . 長期病休者が年度内に退職した場合は人数に含めますか。

A 8 . 人数に含めてください。

Q 9 . 長期病休者について ひとりの職員が30日以上または1か月以上の休業を年度内に2回以上行った場合は、2人とすれば良いのでしょうか。

A 9 . 1人として計上してください。なお病休の原因が異なる場合は2人として計上してください。

Q 1 0 . 長期病休者について 年度をまたいで 3 0 日以上病休を取っている者は対象に含めますか。

A 1 0 . 年度内で 3 0 日以上病休を取っている場合は対象者数に含めてください。

(例) 前年度 1 5 日 + 今年度 1 5 日 = 3 0 日 → 対象者に含めない

前年度 1 5 日 + 今年度 3 0 日 = 4 5 日 → 対象者に含める

Q 1 1 . 長期病休者について ひとりの職員が 2 0 日間休業した後に復帰したが、その後また 2 0 日間の休業を取得した場合について教えてください。

A 1 1 . 2 0 日 + 2 0 日 = 4 0 日となるため、長期病休者に含めてください。人数は 1 名として計上してください。

Q 1 2 . 長期病休者について 時間休を日数に換算し休業日数に加算すると 3 0 日以上病休となるが、時間休を含めますか。

A 1 2 . 時間休は休業日数に含めないでください。

Q 1 3 . 過去の調査を精査したところ誤りが見つかりました。修正申告は必要でしょうか。

A 1 3 . 修正申告の必要はありませんが、内容確認のため担当者へ直接お問い合わせをお願いします。

Q 1 4 . WHO から 2022 年 1 月に国際疾病分類第 11 版(ICD 1 1)が発効されましたが、疾病分類表は変更しないのですか。

A 1 4 . 疾病分類は総務省の告示(疾病、傷害及び死因の統計分類)にのっとっており、ICD-11 に準拠した「疾病、傷害及び死因の統計分類」が告示されるまでの間は従来通りの分類でお願いします。